

兵庫県立龍野高等学校「陸友会」会則

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、兵庫県立龍野高等学校陸友会（以下「陸友会」という。）と称する。

(事務局の所在地)

第 2 条 陸友会は、事務局を兵庫県たつの市龍野町日山554 兵庫県立龍野高等学校内に置く。

(目的)

第 3 条 陸友会は、会員相互の親睦と研鑽を図り、母校陸上競技部の発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第 4 条 陸友会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦
- (2) 会員名簿の管理及び「陸友会」ホームページの運営・管理
- (3) 母校陸上競技部発展のための支援・助成
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員資格)

第 5 条 旧制龍野中学校、旧制龍野女学校、兵庫県立龍野高等学校の陸上競技部に所属した卒業生で、会費を納入した者。

(会費)

第 6 条 会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の徴収については、別に規程で定める。

(退会)

第 7 条 会員が退会するときは、その旨を陸友会会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

第3章 役員

(役員)

第 8 条 陸友会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 人 |
| (2) 副会長 | 若干人 |
| (3) 理事長 | 1 人 |

- (4) 理事 若干人
- (5) 会計 1 人
- (6) 監事 若干人

【関東支部】

- (1) 支部長 1 人
- (2) 副支部長 1 人
- (3) 事務局長 1 人

(会長及び役員を選出)

第 9 条 会長の選出は、役員会において推薦・決定し、総会において報告する。

- 2 役員は、会長が推薦し、役員会において承認を受ける。

(役員職務)

第 10 条 会長は、陸友会の会務を統括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の指名する順に従って、その職務を代行する。
- 3 理事長は、陸友会の役員会事務を統括する。
- 4 理事は、陸友会の会務を分掌する各委員会に所属する。
(総務委員会、研修委員会、広報委員会)
- 5 会計は、陸友会の経理を行う。
- 6 監事は、陸友会の経理の状況を監査する。
- 7 関東支部役員は必要に応じ、関東地区の会務を統括遂行する。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は 4 年とする。ただし、再任は妨げない。

また、欠員が生じた場合、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 会議

(会議の種類)

第 12 条 陸友会は、総会及び役員会等の会議を開催する。

(総会の招集)

第 13 条 総会は、4 年に一度オリンピック開催の年に、会長が招集して開催する。また会長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

(役員会の招集)

第 14 条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集することができる。

(会議の議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たるものとする。

- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たるものとする。

(総会の定足)

第16条 総会は当日の出席者をもって会議を開催する。

- 2 役員会は役員総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開催することはできない。
- 3 役員会に出席できない役員は、委任状をもって出席に代えることができる。

(総会の表決)

第17条 総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決するものとする。

- 2 役員会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決するものとする。

第5章 顧問

(顧問)

第18条 陸友会には顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会において推挙し、会長が委嘱する。

第6章 事務局

(事務局員)

第19条 事務局に、事務局員を若干人置くことができる。

- 2 事務局長は会長が選任し、事務局の事務を統括する。
- 3 事務局員は会長が選任する。

第7章 資産

(資産の構成)

第20条 陸友会の財産は次のとおりとする。

- (1) 会員の会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(会計年度)

第21条 陸友会の会計年度は、オリンピック開催年総会の1ヵ月前に始まり、次期オリンピック開催年総会の1ヶ月前に終わる。

(決算書の作成)

第22条 決算書は総会の開催1ヵ月前に作成する。

- 2 決算書は総会において承認を得る。
- 3 予算書は作成しないものとする。

第8章 会則の変更

(会則の変更)

第23条 陸友会の会則の変更は役員会において、出席者の過半数以上で決定し、総会において承認を得る。

第9章 雑則

(細則の制定等)

第24条 陸友会の細則は役員会で決定し、総会に報告する。

(会の名称)

第25条 本会は、平成18年8月12日の「陸友会」総会において、「龍野高校陸友会」から、『兵庫県立龍野高等学校「陸友会」』に名称変更を行う。
但し、銀行口座の名称は引き続き「龍野高校陸友会」を使用する。

(細則1) 陸友会の会費、寄付金は別に規程する。

(細則2) 陸友会役員表は別に作成する。

附則 この会則は平成16年8月15日から施行する。

附則 この会則は平成18年8月12日から施行する。

附則 この会則は平成30年6月3日から施行する。

兵庫県立龍野高等学校「陸友会」会費規程

1. 会費の徴収は次の目的のために支援を依頼する。
 - (1) 「陸友会」総会、役員会、各委員会、研修会の運営
 - (2) 会員名簿の管理及び「陸友会」ホームページの運営・管理
2. 会費の金額 1年間一人1,000円とする。
3. 会費の納入方法
 - (1) 郵便振込みで「陸友会」口座に振り込む。
 - (2) 現金封筒で「陸友会」事務局宛郵送する。
 - (3) 複数年の年会費納入は可とする。
4. 会計報告
総会において決算報告書に明記して報告する。

兵庫県立龍野高等学校「陸友会」寄付金規程

1. 寄付金は次の目的のために協力を依頼する。
 - (1) 母校陸上競技部発展のための支援・助成
2. 寄付金の納入方法
 - (1) 郵便振込みで「陸友会」口座に振り込む。
 - (2) 現金封筒で「陸友会」事務局宛郵送する。
3. 会計報告
 - (1) 総会において決算報告書に明記して報告する。
 - (2) 現金封筒で郵送された方には領収書を発行する。
 - (3) 郵便振込みで「陸友会」口座に振り込まれた方への領収書の発行は割愛させて頂く。

兵庫県立龍野高等学校「陸友会」役員（平成30年4月より）

会 長	渋谷 学（23回）
副 会 長	苅尾 昌典（15回）吉村 直樹（17回）尾野 恵一（26回）
【関東支部】	支部長 武本 四郎（2回）副支部長 藤縄 祐爾（12回）
顧 問	段 武夫（3回）柳川 昭男（9回）岩西 勇（9回） 西田 尚平（11回）柳原 義宏（11回）水田 清（12回） 八木 利正（13回）
理 事 長	肥塚 直樹（32回）
理 事	多田 稔（17回）前田 光正（18回）高野 正志（21回） 野本 和孝（23回）曾谷 建吾（24回）小河 博信（26回） 山口 徹（28回）森崎 隆秀（28回）清瀬 千穂（30回） 栄藤 雅雄（31回）船引 太（32回）津田 裕之（33回） 高見 英治（37回）川崎 志保（39回）改野 学由（42回） 菅野 清輝（43回）井上 雄策（45回）宗野 浩明（46回） 菅長 良平（47回）藤田 修路（49回）山下 重樹（54回） 家納 健太（56回）池谷 光（59回）松田 幸大（61回） 小嶋 董（63回）倉橋 宏輔（65回）須方 貴恵（65回） 西川 晃輝（65回）井戸 浩貴（65回）岸本 紋芽（65回） 亀甲 誠人（69回）上鍵 政隆（69回）川上 哲史（69回） 青山 友葵（69回）河野 公太朗（70回）青山 奈美（70回）
会 計	山口 徹（28回）
監 事	野本 和孝（23回）船引 太（32回）
事務局	所在地 〒679-4161 たつの市龍野町日山 554 県立龍野高等学校内 電話番号0791-62-0886 (FAX)0791-62-0493
事務局長	藤田 修路（49回）
事務局員	栄藤 雅雄（31回）改野 学由（42回）宗野 浩明（46回） 山下 重樹（54回）
<u>1 総務委員会</u>	前田光正（18回）尾野 恵一（26回）栄藤 雅雄（31回） 船引 太（32回）川崎 志保（39回）菅野 清輝（43回） 家納 健太（56回）池谷 光（59回）松田 幸大（61回）
<u>2 研修委員会</u>	多田 稔（17回）野本 和孝（23回）森崎 隆秀（28回） 山口 徹（28回）高見 英治（37回）改野 学由（42回） 井上 雄策（45回）宗野 浩明（46回）
<u>3 広報委員会</u>	高野 正志（21回）曾谷 建吾（24回）小河 博信（26回） 清瀬 千穂（30回）津田 裕之（33回）菅長 良平（47回） 藤田 修路（49回） 山下 重樹（54回）HP担当事務局山下会計事務所ハートシステム